

今後の人権に関する施策のあり方について

(答 申)

2012(平成24)年 8月

橿原市人権審議会

平成24年 8月 9日

檀原市長

森下 豊 様

檀原市人権審議会

会長 堀 智 晴

今後の人権に関する施策のあり方について（答申）

平成22年6月30日、檀人施第7319号によって諮問のあった「今後の人権に関する施策のあり方」について、本審議会は慎重に審議を重ね、この程結論を得るに至ったので、ここに答申します。

目 次

はじめに	1
1. 人権行政の理念	2
2. 人権審議会の経過	3
3. 人権行政の重要課題についての取り組み	7
4. 人権行政の重要課題に対する具体的要請	11
5. 人権行政の課題	15
6. 橿原市人権施策の指針とその推進のための方法	17
(1) 人権行政の指針	17
(2) 人権行政推進のための方法	19
おわりに	23
参考資料	24
○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律	24
○橿原市人権擁護に関する条例	26
○橿原市人権審議会設置条例	27
○橿原市人権審議会規則	29
○橿原市人権審議会委員	31
○橿原市人権問題啓発推進本部設置規程	32

はじめに

21世紀は「人権の世紀」といわれます。これには、20世紀の経験を無駄にせず、全人類の幸せが実現する時代にしたい、という願いが込められています。「激動の世紀」と言われる20世紀において、人類は二度にわたる世界大戦を引き起こし、その結果、多くの尊き人命を失い、そして大きな惨禍を経験いたしました。人類はこのことに対する深い反省の上に立って、1948(昭和23)年12月10日の第3回国連総会において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」と謳った「世界人権宣言」が採択されました。一方、戦後の日本では、1946(昭和21)年11月3日に基本的人権の尊重、国民主権、平和主義の3つの原理に立脚した日本国憲法を公布し、戦後の混乱から世界も目をみはるような経済復興を成し遂げました。

しかし、日本国民は物質的な豊かさを享受する一方で、これまで家族や地域そして職場内での支えあいを大切にしてきた日本人の絆の意識が薄れ、人と人との関係はとても希薄なものとなってきました。そして今、日本社会は、かつて経験したことの少ない少子化に伴う人口減少と高齢化が進んでいます。また、年々膨れ上がる国債発行高や不安定な世界経済の問題等、将来に対する日本社会の展望は必ずしも明るいものとはいえません。だが、先行きの見通しが立たないからと言って、たんに手を拱いているわけにはいきません。人々が不安に感じている今こそ、これまで培ってきた人権尊重の精神を生かし、人間関係が希薄化しているからこそ、「豊かな人権文化に満ちた社会」を築き、人々の不安を希望に変えるべく人権行政を力強く推進する必要があります。

さて、本人権審議会は、2010(平成22)年6月30日、市長より「今後の人権に関する施策のあり方について」諮問を受け、審議を行ってきました。ここにその審議の結果をまとめましたので答申致します。

本人権審議会は、2002(平成14)年に設置され、当初は主として、「樫原市人権施策に関する基本計画」について人権文化を確立する観点から検討を行い、また、年度ごとに市が行っている人権施策の事業報告と事業計画について検討してきました。

そのような中で、本審議会のあり方が委員から鋭く問い直され、審議会の中に「審議会のあり方検討部会」を設置し、当審議会のあり方について検討を行い報告されました。その結果を踏まえ、審議会に関する諮問と答申を文書にして明確にすることとなりました。

ここに本審議会は、今後の人権に関する施策のあり方について検討した結果を答申いたします。樫原市がこの答申に沿った施策を展開されることを要望するものです。

1. 人権行政の理念

橿原市では、「市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、市民一人ひとりの参加による差別のない橿原市」の実現に寄与するため、1996(平成8)年に「橿原市人権擁護に関する条例」を制定しています。また、2000(平成12)年には「人権教育のための国連10年」橿原市行動計画を策定するとともに、その理念及び精神を継承し、また、「市民一人ひとりの人権が真に尊重される自由で平等な社会づくり」を推進するため、2007(平成19)年3月に「橿原市人権施策に関する基本計画」を策定しました。

この理念の中では、子どもから高齢者にいたるまでのすべての市民が、人権尊重の精神を社会意識として身につけて行動し、人権を基本とした人間関係が広く社会に根付く、「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現を目指すことを基本理念とするとしています。そしてこの基本理念の実現を目指して取り組むことが、人権行政の推進を具体化することとし、次の4つの視点に配慮することを大切なものとしています。

(1) 一人ひとりに豊かな自尊感情を育む取り組み

自尊感情とは、自分自身を大切な存在であると感じ、肯定的に受け入れようとする感情で、一人ひとりが欠点をも含めたありのままの自分を素直に受け入れるようになれば、他者に対してもありのままを受け入れることができ、差別や排除が生じる要因を軽減することができます。この観点から、自尊感情は人権尊重の精神を培う上で、基礎となる感情と考えられます。すべての市民がこの自尊感情を豊かに育むことができるような取り組みを進めていくとしています。

(2) 一人ひとりのちがいを受け入れ、学びあう人間関係づくりの取り組み

人は、思想・信条、年齢、性別、身体、学歴、出身(地)、文化・風習、言語など、さまざまな「ちがい」をもって生きています。しかし「ちがい」を受け入れられずに同質化を求めたり、「ちがい」を理由にして、人を排除したりする意識や行動は、人とのかかわりや自分自身の可能性を狭めることとなります。だれもが豊かに生きていくためには、それぞれの「ちがい」をありのまま受けとめ、認め合い、尊重し合う関係を築くことが大切で、「ちがうからこそ、豊かになれる」ということを身近なくらしの中から創り出していくとしています。

(3) 一人ひとりが存在価値を実感できる取り組み

人は皆、個人として独立した存在であると同時に、家庭、職場、地域などさまざまな

場面で、人間関係をもちながら生きている存在です。そのかわりの中で自己の存在を自覚し、「ともに生きる」営みを通して、一人ひとりが認められているという実感をもつことができ、それは生きがいとなり、自己実現に通じるものです。この一人ひとりが「ともに生きる」存在として自覚できるように取り組みを進めるとしています。

(4) 一人ひとりの生活の質を高める取り組み

今日、人が単に生きるというだけでなく、その人が生きがいをもって、どういう人生を生きたかが問われるようになりました。これは一般的に「生活の質」(QOL)といわれている考え方で、一人ひとりの命の意味を問い、日常生活の質を高め、トータルとしてその人が人生を豊かに生きるという概念です。一人ひとりが、生活の質を問い直し、豊かに自己実現できるような視点を、これからのまちづくりに活かすとしています。

2. 人権審議会の経過

檀原市人権審議会は、檀原市人権擁護に関する条例(平成8年6月21日 条例 第22号)にある目的達成のための施策について調査審議する機関として設置されました。

この条例にはその目的として、第1条において、「基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない檀原市の実現に寄与することを目的とする」と規定されています。

続いて第2条では、市の責務が、「市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき、市政の重要な課題として必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。」と規定されています。

また第3条では、市民の責務が、「市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする」と規定され、第4条では、啓発活動の充実が、「市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら、啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする」と定められています。

つまり本審議会は、日本国憲法の理念に則り条例により設置され、檀原市と檀原市民に対して、市民相互が基本的人権を尊重し、人権擁護と人権意識の高揚を図り、差別のない檀原市の実現を目指して活動することを目的としていると言えます。

また本審議会が取り組むべきこととして、平成21年に「審議会のあり方検討部会」を設置し、3回にわたって議論を行い、次のような報告を行いました。

- (i) 審議会の基本的な姿勢として、人権の視点を念頭に審議会運営を行うこと。
- (ii) 市民のための審議会であるために、市民に開かれた審議会であること。
- (iii) 審議会委員は、審議会の開催如何を問わず、審議案件等に関する意見や疑問について、事務局と文書により直接やり取りする機会を積極的に持つよう働きかけること。
- (iv) 市から審議会へ提出する案件を諮問事項、報告事項、協議事項に分け、審議事項を明確にするとともに、特に、諮問事項については、審議会として、現在、市が行っている人権施策に関わる事業あるいは今後想定される人権施策に関わる事業について、**檀原市人権審議会規則第2条に規定する4項目に割り振り、諮問するように市に要請すること。**
- (v) 審議会への諮問、答申の手続きを明確化するため、**檀原市人権審議会設置条例第2条に規定されている審議会の所掌事務である人権施策の策定及び推進に関する重要事項の調査審議にあたっての諮問、答申手続きについては、文書によるやり取りを行い、市からの報告事項、協議事項あるいは、諮問事項の取り扱いについては、口頭により市に要請すること。**
- (vi) 審議会として、市に対して人権施策に関する事業終了後、事業を利用した市民にアンケートを実施するようにし、その内容を審議会に報告するように求めるとともに、できるだけ次年度の事業・予算等に反映させるよう要請すること。

檀原市人権審議会の活動経過

平成14年10月1日 「檀原市人権審議会設置条例」施行

平成14年12月26日 平成14年度 第1回人権審議会開催

議 題 (1) 檀原市の人権施策について

①同和行政・人権啓発の取り組みについて

②人権教育の取り組みについて

(2) その他

平成15年7月10日 平成15年度 第1回人権審議会開催

議 題 (1) 「人権教育部会」の報告

(2) 「人権教育のための国連10年」檀原市行動計画の具現化に向けての提案

(3) その他

平成 15 年 12 月 4 日 平成 15 年度 第 2 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 「性同一性障害者の性別の取り扱いの特例に関する法律」についての報告
(2) フリーディスカッション
テーマ「今後の人権施策をどのように進めていくか」について

平成 16 年 9 月 29 日 平成 16 年度 第 1 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 「人権教育のための国連 10 年」 檀原市行動計画の具現化に向けて
(2) 「人権市民意識調査」の内容について
(3) その他

平成 17 年 6 月 27 日 平成 17 年度 第 1 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 「人権市民意識調査」の内容について
(2) その他

平成 18 年 7 月 3 日 平成 18 年度 第 1 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 「平成 17 年度檀原市人権施策に関する実施報告」「平成 18 年度檀原市
人権施策に関する実施計画」について
(2) 「(仮称) 檀原市人権施策に関する基本計画」骨子案について
(3) その他

平成 18 年 11 月 27 日 平成 18 年度 第 2 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 「(仮称) 檀原市人権施策に関する基本計画」について
(2) その他

平成 19 年 2 月 1 日 平成 18 年度 第 3 回人権審議会開催

- 議 題 (1) (仮称) 檀原市人権施策に関する基本計画(原稿案)に対する意見募集の
結果報告について
(2) (仮称) 檀原市人権施策に関する基本計画(第 2 次原稿案)について
(3) その他

平成 19 年 8 月 29 日 平成 19 年度 第 1 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)について
(2) その他

平成 20 年 7 月 28 日 平成 20 年度 第 1 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 檀原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)について
(2) その他

平成 21 年 2 月 5 日 平成 20 年度 第 2 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 檀原市人権審議会設置条例に基づく(仮称)総務部会の設置について
(2) その他

平成 21 年 2 月 26 日 平成 20 年度 人権審議会委員 県外委員研修会実施
研修場所「三重県人権センター」

平成 21 年 6 月 25 日 平成 21 年度 第 1 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 第 1 回橿原市人権審議会(仮称)総務部会の報告
(2) 橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)について
(3) その他

平成 22 年 6 月 30 日 平成 22 年度 第 1 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 審議会のあり方検討部会報告
(2) 橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)について
(3) その他

平成 22 年 10 月 26 日 平成 22 年度 第 2 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 今後の人権に関する施策のあり方について
人権施策の現状－人権に視点をおいた取組について－
(2) その他

平成 23 年 2 月 27 日 平成 22 年度 人権審議会委員研修会実施
テーマ「大橋製作所搾取事件について」

平成 23 年 7 月 14 日 平成 23 年度 第 1 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画(案)について
(2) 橿原市人権施策に関する基本計画に基づく人権行政の現状について
(3) その他

平成 23 年 11 月 1 日 平成 23 年度 第 2 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 今後の人権に関する施策のあり方について
人権施策の現状－人権に視点をおいた取組について－
(2) その他

平成 24 年 2 月 14 日 平成 23 年度第 3 回人権審議会開催

- 議 題 (1) 「今後の人権に関する施策のあり方について」の答申(案)について
(2) その他

人権教育部会

平成 15 年 3 月 17 日 平成 14 年度 第 1 回人権教育部会開催

人権審議会のあり方検討部会

平成 21 年 3 月 2 日 平成 20 年度 橿原市人権審議会(仮称)総務部会開催

平成 21 年 7 月 27 日 平成 21 年度 第 1 回 審議会のあり方検討部会開催

平成 21 年 12 月 3 日 平成 21 年度 第 2 回 審議会のあり方検討部会開催

3. 人権行政の重要課題についての取り組み

橿原市の人権行政は、その推進にあたり、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、外国人、H I V感染者等、性同一性障がい者、インターネット等による人権侵害などを重要課題として設定し推進してきました。人権審議会では、これらの取り組みについて、年度毎に提出される「橿原市人権施策に関する事業実施報告及び事業実施計画」をもとに、市の取り組みを審議、検討、評価してきました。次にその評価した取り組みの概要を記します。

(1) 同和問題

橿原市では、1956(昭和31)年に同和問題の解決に向けた取り組みについて審議する橿原市同和対策委員会を設置して、今日まで市の重点施策として積極的な取り組みを推進してきました。具体的には、生活環境整備は大きく改善され、就労保障については、生活安定層の拡大が見られ、教育の機会均等の保障においても、奨学金制度により進学率の向上、長欠・不就学の克服が実現しました。また全国に先駆けて教科書無償を制度化してすべての子どもたちの教育権を保障する画期的な取り組みを生み出しました。

しかし、今なお存在している結婚問題を中心とした差別意識の問題やインターネット上に流出した「部落地名総鑑」の存在や差別言辞や差別落書きなど悪質な事象が発生しています。これらに対して、人権意識を培うために人権行政ハンドブックを作成して全職員に配布しました。また戸籍謄本や住民票謄本等の本人以外からの請求があった場合に通知する制度を導入しました。さらに市民に対しては、市内の社寺・史跡等にスポットをあてて歴史や文化の観点から人権を考える機会を提供するガイドブックを作成するとともに、さまざまな人権啓発行事を実施して部落差別意識の解消に向けて取り組んできています。

(2) 女性

男女が社会の対等なパートナーとして、互いにその人権を尊重し、性別にかかわらず、一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進するため、2008(平成20)年3月に「男女共同参画行動計画(第2次)」を策定して施策の推進を実施してきました。具体的には、性別による固定的役割分担意識の払拭を図るための講演会やセミナーを開催するとともに、2011(平成23)年4月にスタートした かしはらナビプラザ4階にある「男女共同参画広場」では、男女共同参画社会の形成を図るための啓発活動、学習、情報の収集および提供ならびに

交流等の諸活動の推進を行っています。

また、女性が抱えるさまざまな問題や悩みについて、解決の糸口を見つけられるように支援するための「女性による女性のための面接相談」や夫婦、家族、人間関係などさまざまな悩みや問題に対処する「女性相談員による電話相談」を行うとともに思春期の健康相談等も実施しています。

(3) 子ども

次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに育つ社会をつくることは、大人に課せられた責務です。しかし新聞、テレビなどで痛ましい児童虐待に関する事件の報道が年々増加しており、特に子どもの生命が奪われるなど、重大な事件が後を絶たない状況にあります。児童虐待事件やそれに関わる児童相談件数も年々増加しているのが現状です。

このような状況の中、2005(平成17)年4月に設置した子どもを守るネットワーク(要保護児童対策地域協議会)を中心に、虐待にいたる前に気になるレベルで適切な支援を行うために、虐待防止意識の啓発を積極的に行い、虐待が深刻化する前の早期発見、早期対応に関係機関と連携を強化しながら取り組んでいます。子どもの虐待と発達障がい複雑に絡み合うことがようやく認識されるようになりました。そこで発達に障がいのある子どもたちを早期に発見し、早期に対処できる体制を整えるため平成23年度から発達支援係を新設し、支援体制づくりを進めています。

(4) 高齢者

わが国では、世界に類のない速さで高齢化が進み、平成19年には高齢化率が21%を超えました。そして高齢化の進展などを背景に、寝たきりや認知症など介護を必要とする高齢者やひとり暮らし高齢者等の世帯が増加しています。

橿原市では、地域包括支援センターを市直営で立ち上げ、2009(平成21)年度に、橿原市社会福祉協議会に委託して、さまざまな関係機関と連携しながら支援を要する高齢者への対応を進めています。また高齢者虐待については、地域包括支援センターを高齢者虐待に関する相談窓口と位置づけて、2009(平成21)年度に設置した橿原市高齢者虐待防止ネットワーク会議を中心にして、各関係機関とのネットワーク体制による緊密な協力・支援を背景としながら高齢者虐待事象の早期発見と適切かつ迅速な対応に取り組んでいます。認知症については、2010(平成22)年7月に地域包括支援センターに委託し、高齢化とともに増加する認知症への取り組みを進めています。

健康づくりや介護予防、生きがい対策をはじめ、介護が必要な状態になっても、いつ

までも住み慣れた地域で生活が継続できるよう介護保険事業の円滑な運営や認知症対策に取り組んでいます。また、南北2つの日常生活圏域の設定や地域で支え合う体制の整備など、高齢者の保健福祉施策を総合的、計画的に推進しています。

(5) 障がいのある人

障害者権利条約は人として当たりまえの権利と自由を、障がいのある人にもない人にも同じように認め、障がい者が社会の一員として尊厳をもって生活することと規定しています。

橿原市では2007(平成19)年度から2016(平成28)年度までの10年間の長期計画として、「橿原市障害者福祉基本計画」を策定し、また、2009(平成21)年度から2011(平成23)年度までの3年間の期間においては、「橿原市第2期障がい福祉計画」を策定しました。この計画に基づき、①地域で安心して暮らすことができる相談支援の仕組みづくりとして、関係機関・団体の連携による地域自立支援協議会の機能を強化し、また生活支援センターでの相談支援強化に努め、②地域での自立生活と社会参加への支援として、地域住民の障がいのある人に対する理解を深めるため、広報・啓発をはじめとして障害のある人と地域住民との交流の場としてイベントを行っています。さらに視覚障がい・聴覚障がいの人が社会参加する手助けとしてコミュニケーション支援事業に取り組み、③今よりもっと働ける地域社会づくりとして、地域自立支援協議会の就労支援部会の中で関係機関との情報共有に取り組んできました。

障がいのある人への権利侵害については、社会福祉協議会や地域自立支援協議会の権利擁護部会と連携して、適切な救済に努めています。2012(平成24)年度から2014(平成26)年度までの3年間の期間においては、「橿原市第3期障がい福祉計画」を策定し、「障がいのある人もない人も だれもが いきいきと共に暮らせる すみよいまち、かしはら」を計画の基本理念として取り組みを推進しています。

(6) 外国人

2012(平成24)年3月末現在、本市で生活する外国人市民の数は、1,036人です。また国際結婚等により外国にルーツを持つ市民も多く生活しています。

橿原市では、このような外国人市民等が自己の言語・文化及び歴史を正しく学び、民族的自覚と主体性を確立し、自己実現が図れるよう支援するとともに、互いに相手のもっている文化・社会的背景・歴史的背景を理解し、共に認め、学び合うことを目的とした事業を推進しています。また、多文化共生の社会を目指し、幼稚園、小学校、中学校における

国際交流教室の開催や日本語を話すことができない外国籍の保護者等との面談・相談等における通訳の派遣などの委託事業を実施し、外国人市民の生活相談への支援を行っています。また生活支援として、市広報の翻訳やホームページの充実を図っています。

(7) HIV感染者等

感染症患者及びその家族に対する差別や偏見をなくし、人間としての尊厳と自由を認め合い、共に生きる社会をつくるためには、病気に対する正しい知識や市民の理解が必要となります。そこで橿原市では、厚生労働省や奈良県が実施する「世界エイズデー」キャンペーンに協力し、正しい知識の普及啓発を展開し、感染者本人や家族に対する偏見の解消を図っています。

(8) 性同一性障がい者

性同一性障がい者は、からだの性とところの性が一致しないために自分自身に対し強い違和感を持つと同時に、社会の無理解や偏見あるいは日常生活のさまざまな場面で奇異な目で見られることで、強い精神的な負担を受けています。

橿原市では、このような性同一性障がい者に対する差別と偏見をなくし、多様な性を生きる人々を認め合い、一人ひとりが自分らしく生きることを尊重し合う地域社会の実現を目指して、性同一性障がい者、性的マイノリティーについての正しい知識の普及・啓発を進めています。

(9) インターネット等による人権侵害

インターネットは、大勢の人が時間と空間を越えて自由に情報や意見を交換することができ、大量の情報を瞬時に得ることや容易に情報発信することができる大変便利なツールです。しかしながら、発信者の匿名性があることや不特定多数の人々に向かって自由に発信することができるといった面で悪用され、長年の労苦のもとで積み上げてきた人権尊重の意識、差別撤廃の広まりや深まりを阻害する面があり、注視する必要があります。

奈良県内39市町村の人権問題啓発活動推進本部で構成する市町村人権問題啓発活動推進本部連絡協議会（略称「啓発連協」）は、2002（平成14）年に「インターネット掲示板差別書き込みについて考えるプロジェクト会議」を立ち上げて、その活動拠点となる「インターネット・ステーション」を設置し、組織的対応の中で掲示板への差別書き込みの実態と動向の把握、あるいは差別記事の削除要請や関係機関等への働きかけ等を展開し、現在も活発な活動を行っています。橿原市はこの活動のチームメンバーとして

参加し、インターネット上の差別事象の実態把握に努めています。

(10) さまざまな人権

中国残留邦人、ホームレス、刑を終えて出所した人々、犯罪被害者等、アイヌの人々、北朝鮮当局によって拉致された被害者等、プライバシーの問題、環境問題等、現在の日本社会には多様な人権問題が存在しています。今日の人権をめぐる動向を見据えながら、橿原市はその実態を把握し、課題の解決に努めています。また、関係機関との連携を充実させ、さまざまな人権に関する問題に対して、あらゆる機会を通して人権意識の高揚に努め、差別や偏見をなくしていくための施策の推進に努めています。

4. 人権行政の重要課題に対する具体的要請

3では、橿原市人権行政の重要課題について、人権審議会でも審議、検討、評価した取り組みについて振り返りました。ここでは、橿原市人権行政の重要課題別に、具体的な要請を行います。

(1) 同和問題

2012(平成24)年は、全国水平社創立90周年、大和同志会創立100周年を迎え、先人たちの幾多の困難の中で差別解消に向けて闘ってきたこれまでの歴史を振り返る記念集会が開催されました。1922(大正11)年3月3日に全国水平社創立宣言が採択されて差別解消に向けた運動が行われてきました。しかし、1世紀近くたった今日でもなお、差別問題は解消されていません。市職員の同和問題に対する認識も厳しく問い直される必要があると考えます。各種実態調査や意識調査をもとにした職員研修を実施する必要が今後ともあります。

(2) 女性

橿原市では、2006(平成18)年3月に男女共同参画推進条例を制定するとともに、2008(平成20)年3月には橿原市男女共同参画行動計画(第2次)を策定して、男女平等の視点に立ち、男女が、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野で対等に参画し、ともに責任を分かち合う社会の実現に向けて取り組んでいます。しかし、いまだに人々の意識や行動、社会制度や慣習の中には、女性に対する差別や伝統的・固定的な性別役割分担意識が根強く残っています。そのため橿原市は、男女の人権を尊重し

合い、性別による差別的扱いを受けないで、男女がともに個人として能力を発揮できるよう、広報や啓発活動に取り組む必要があります。

(3) 子ども

子どもの人権に関係の深いさまざまな国内の法令や国際条約の趣旨にそって社会全体が一体となって相互に連携を図りながら、子どもの人権の尊重及び保護に向けた取組を推進するとともに、子どもを安心して育てられる環境整備に取り組む必要があります。

現在、檀原市においては、社会的養護を必要とする幼児が4人、児童は38人が認められます。また、里親に育てられている子どもも7人います。(平成24年2月現在) これらの子どもたちの最善の利益を保障するために、檀原市としては、きめ細かな対応をしていく必要があります。

(4) 高齢者

人口の高齢化は世界的な規模で急速に進んでいます。我が国においても21世紀半ばには3人に1人が高齢者になると予測されています。このような状況の中、高齢者の扶養、介護、財産管理の問題や、家庭等における高齢者への虐待、孤独死や自殺など、高齢者の人権を侵害するさまざまな問題が発生しています。檀原市は、高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して自立した生活が送れるように支援するとともに、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に積極的に参加するなど、高齢者が尊重され、豊かに生きられるよう社会福祉サービスの充実と啓発活動に取り組む必要があります。

(5) 障がいのある人

2006(平成18)年4月より施行された「障害者自立支援法」にかわり、2012(平成24)年6月に「障害者総合支援法」が公布されました。今、障がいのある人の運動はかつてないほど大きな盛り上がりを見せています。「私たち抜きに私たちのことを決めないで！」これこそが障がいのある当事者による運動の原点です。檀原市は、人権施策の遂行にあたり、障がいのある人の意見を反映させる努力をするとともに、つねに国や県の動向を踏まえつつ、市独自の先進的な取り組みを実施することが必要です。

(6) 外国人

檀原市人権施策に関する基本計画で謳われている「外国人市民の民族性が豊かに育つための環境整備」についての取り組みが、まだ十分とは言えません。ここには「外国人市民が自己の言語・文化及び歴史を正しく学び、差別や偏見にうちかつ力を養い、民族

的自覚と主体性を確立し、自己実現が図れるよう、関係機関・団体と連携を図りながら取り組みます。」と記述されています。橿原市はこのことに取り組んでいく必要があります。

さらに橿原市は、外国人市民の現状とその課題を明らかにし、施策とその成果についても把握することが必要です。そのためには、外国人にとって総括的な行政サービスの窓口となる担当課を設置することが必要です。また、外国人市民が情報交換のできる場や情報を共有しあえるような機会を整えるとともに、外国人教育を推進するネットワークの具現化に取り組むことも必要です。また、異文化理解や多文化共生の重要性、意義についての啓発を行うことも必要です。

(7) HIV感染者等

日本社会では今なお、さまざまな病気に対する正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえません。特にHIV感染者、ハンセン病を初めとする感染症については、医学的にみて不正確な知識、思い込み、うわさ話等により、人々に不安な気持ちや恐怖心を抱かせ、その結果、感染症患者やその家族に対する偏見や差別意識が生まれ、さまざまな人権問題を発生させています。橿原市は、これまで感染症患者等が差別や偏見に苦しんできたことを強く受け止め、病気や感染症に対する正しい知識や情報の普及に努めるとともに、患者、元患者、家族が安心して暮らせるよう人権意識の高揚に努めることが必要です。

(8) 性同一性障がい者

性同一性障がい者は、心と身体の性別が不一致であることによって悩み苦しみ、そして戸籍や身体の性別とは逆の性別で社会生活を送ることで、差別や偏見による様々な苦境に立たされることがあります。そこで橿原市は、性同一性障がい者が自分らしくありたいと願い、自覚する性を生きられるよう、正しい知識の普及と啓発に努め、多様な性のあり方を認め合い、尊重し合えるよう人権意識の高揚に努めることが必要です。

(9) インターネット等による人権侵害

インターネットには発言者の匿名性があり、また、情報発信が容易にできるといった面を悪用して、他人を誹謗・中傷し、差別を助長する表現等の情報が掲載され、インターネットによって人権が著しく侵害されるという事件が大きな社会問題となっています。これらに対処するため、市民一人ひとりが個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深め、人権侵害を許さない意識を醸成させる人権教育と啓発活動を推進することが必要です。またインターネット掲示板上の差別書き込みに対して、関係機関等との連携に

よって人権侵害に対する取り組みを進める必要があります。

(10) さまざまな人権

① 拉致被害者問題に関して

北朝鮮当局による拉致被害者問題は、2006(平成18)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、その第3条において地方公共団体の責務として、啓発を図るよう努めるものとする規定されています。橿原市もその責務を果たすべく啓発活動に取り組むとともに、様々な国際問題から外国人への人権侵害が派生しないように注視する必要があります。

② 災害被災者への支援に関して

2011(平成23)年3月に東日本大震災が発生し、また9月にも台風12号により紀伊半島において甚大な被害がもたらされました。橿原市は人道的な観点からこれらの被災者に対する復興支援のための活動を行っています。さらに国や民間団体と連携して多様な施策を実施していく必要があります。

(11) その他

① 人権教育推進協議会による地区別懇談会の活性化に関して

人権教育推進協議会による地区別懇談会は、人権が尊重され、豊かな生活が送れるよう長年にわたり開催されてきました。さらに活動を充実させるべく、今日の地域社会が抱える課題について、自由に意見交換ができ、学習したことが行動に結びつけるよう、教材資料の充実、論議の手法の工夫などに努める必要があります。また参加者数や参加者層の拡大充実に向けた取り組みを行うとともに、市職員や教職員は自主的、積極的に参加することによって活性化させる必要があります。

② 人権審議会の委員研修の充実に関して

人権審議会は、市長の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに必要な施策の策定及び推進に関する重要事項について調査審議します。しかし今日の取り組まなければならない人権問題は、複雑で多様化しています。そのため人権審議会委員の研修を充実させ、研鑽の機会を提供するとともに、委員相互に情報交換を行うことのできる場を設ける必要があります。

③ 潜在的な人権課題に対する感性を育む

平成 18 年度に檀原市人権施策に関する基本計画を策定し、重要課題を設定して人権施策を推進してきました。人権問題は人々の意識と社会の変化によって、人権課題が変容し、新たな問題として浮上することもあります。最初は小さな声であっても、社会の大きな潮流となり、広く認識される人権課題となることがあります。このことは、これまでの人権問題の歴史を振り返ると明らかです。檀原市はすでに顕在化している人権課題には、その解決にむけて鋭意取り組むことはもちろんのこと、まだ少数の意見や声も上がっていない潜在的な人権課題についても、職員の感性を育むことにより問題把握に努める必要があります。

5. 人権行政の課題

3と4において、人権審議会が審議してきた重要課題に対する取り組みの概要と具体的要請について述べてきました。そしてここでは、檀原市が推進してきた人権施策事業と平成18年度に策定した「檀原市人権施策に関する基本計画」の内容とを比較検討する中で明らかとなってきた、檀原市の人権行政の課題について以下に列記します。

(1) 地方自治体は、日本国憲法の平和主義、民主主義、基本的人権の尊重という基本理念を地域において具体化する役割を担っています。特に基本的人権の尊重は、住民生活に直結した課題です。すべての行政施策は住民生活に関係したものであり、これを推進することは、住民の福祉を増進させ、人権を尊重し、擁護することになります。そのため、日常の業務はもちろんのこと、あらゆる施策の企画から実施までの全過程を通じて、人権尊重の視点にたって進めることが人権行政です。つまり人権行政の推進にあたっては、全庁的に取り組んでいくことが必要であり、「縦割り行政」の弊害をなくすべく、市の施策全体にわたり人権尊重の視点が貫かれるよう努める必要があります。そのため、すべての職員が、人権教育・人権啓発の担い手であるという人権意識を培っていくことが必要です。

(2) 行政は、住民の生活から生起するニーズに対して、住民の信託に基づき、住民の協力を得ながら施策を行う責任があります。人権行政の推進にあたっては、その施策についての透明性・公平性・公正性を確保することが大切です。また取り組んでいる人権施策の必要性や妥当性について、市民の意見を積極的に徴するよう努力するとともに、

審議会からの意見や批判に対して真摯に耳を傾けることが必要であり、さらに橿原市も市民の理解と協力が得られるよう広聴と広報活動を積極的に行っていくことが必要です。

(3) 日常のくらしのあらゆる場面に人権文化が根付くためには、市民が人権の尊重を認識し、自分らしく生きるために自分自身と周辺環境を豊かに整えるなど、「自立」への営みが不可欠です。市民の人権意識は高まっているものの、実際の生活の場で行動に結びついていないのが現状です。行政はこうした市民の「自立」への営みに対して、積極的にサポートすることが大切で、人権の擁護と人権意識を高揚させるため、現実の社会で生じるさまざまな人権問題に対応できるような力が身につくような人権教育と人権啓発に取り組むことが必要です。

(4) 橿原市人権施策に関する基本計画がその基本理念の中で目指している「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現、すなわち人権尊重のまちづくりは、行政だけの取り組みで実現できるものではなく、市民の参画や協力が必要不可欠です。そのため、今後の人権教育と人権啓発への取り組みにあたっては、さまざまな分野で活動している個人や団体等との協働した営みを創り出すとともに、市民と行政がそれぞれの役割を分担して、互いに補完しあう対等な協働関係を構築し、人権施策を推進することが必要です。

(5) 今日、人権侵害を受けた人や受けるおそれのある人、また、人権問題にかかわって悩みを抱える人などに対する相談や支援の取り組みは重要な課題です。今日の人権問題は、複雑で多様化しています。市民の人権が侵害された場合に、その被害を救済するべく、専門的で総合的に対応できるような人権相談・支援体制を構築する必要があります。そのためには、その担い手である相談員の資質向上に努めるとともに、国や県、その他さまざまな団体との連携・協力体制の充実に努めることが必要です。

(6) 情報のネットワーク化、人の移動、エネルギーや食糧、工業製品等の物流そして金融・投資等が地球規模で動いており、われわれ人類は、かつて経験したことのない速さで社会の大きな変化に遭遇しています。このような時代を迎え、この変化に即した効果的な人権施策を実施するためには、橿原市の人権課題と人権施策の現状について把握し、分析するといった積極的な評価・検証の取り組みが必要です。

6. 橿原市人権施策の指針とその推進のための方法

これまでの橿原市の人権行政の取り組みと審議会の取り組みの概要を整理し、橿原市の人権行政の課題を明らかにしてきました。ここでは、これら人権の課題を踏まえて、人権行政のあるべき方向性を検討し、今後、橿原市の人権行政がめざすべき指針を示すとともに、その推進のための方法について提案します。

(1) 人権行政の指針

①人権尊重の視点に立った行政の推進及び人材育成

橿原市は、橿原市人権施策に関する基本計画の基本理念とする「豊かな人権文化に満ちた社会」の実現に向けて、人権尊重を基本とした全庁的な人権行政を推進する責務があります。

そのためには基本計画で掲げるさまざまな人権課題について、積極的に課題解決に向けて取り組むことが大切です。あわせて個別課題に対応するかたちの担当課を特定した縦割り行政ではなく、橿原市人権問題啓発推進本部の機能を充実させて、それぞれの個別課題に対して、各所属が連携しあって、有機的に取り組むような体制を整えることが必要です。

またそのためには、人権行政の担い手である職員に対して、市民の基本的人権を尊重するという自覚を促すとともに、業務中はもとより業務外であっても、地域における人権啓発の指導者・リーダーたる認識を持たせることが必要です。

②透明性・公平性・公正性を確保した人権行政の推進

人権行政を進める上で、市は独断におちいることのないよう、常に、その効果について市民の意見に耳を傾けるよう努めることが大切です。またそのためには橿原市が行う人権行政について、市民に対して積極的に情報提供と情報公開に努めて、市民が正しい行政情報を知り、正しい意見が出されるよう努めるべきです。人権行政を進める上で、法令遵守の視点に立つことはもちろんのこと、人権施策のその効果を常に検証するとともに、その対象となる市民について公平性を確保し、その決定過程の公正性に注意して取り組む必要があります。

③市民への期待と信頼による人権教育と人権啓発の推進

日常のくらしのあらゆる場面に人権文化が根付いた「豊かな人権文化に満ちた社会」を実現するためには、市民が自分自身を大切な存在であると感じるとともに、他者をも肯定

的に受け入れることのできるものが前提となります。その基盤の上にたつて、人は皆、個人として独立した存在であると同時に、家庭、職場、地域などのさまざまな場面で人間関係を持ち、そのかかわりの中で、自己の存在を自覚し、「ともに生きる」営みを通して、一人ひとりが認められているという実感を持ち、それが生きがいとなり、自己実現に通じるものです。行政はこうした市民の「自立」への営みに対して、期待感と信頼感をもって積極的にサポートをすることが大切で、市民が主体的に学習できるよう学習環境の整備を図ることが必要です。

④市民の参画と協働の視点を大切にした人権教育と人権啓発の推進

人権行政の推進には、その対象である市民の参加と参画は絶対に不可欠です。人権を尊重したまちづくりには、その人権施策の作成と決定までの過程において、市民の意見を聞くために積極的に参加を促すとともに、可能な限りその意見を人権施策に反映させるよう努めることが必要です。そして人権施策の策定過程において、市民の意見を徴することが継続的に実施されるようその制度的な枠組みづくりも必要です。もちろん市民の参加・参画と協働を進めるときには、市民と行政のそれぞれの立場と役割を踏まえて、対等な立場でお互いの強みを発揮し、より良い人権施策の構築に向けて補完しあうような関係を構築することが必要です。

⑤市民の自立を促す人権相談・支援の充実

人権侵害を受けた市民が相談を通じて自らの「能力・強さ・可能性・権利」に気付き、自信を回復して問題解決に立ち向かえるように支援する体制を充実させることが必要です。市民が人権問題に直面した際、一人で苦悩を抱え込んだり、自身を喪失したりすることのないよう、当事者の立場に立ったききめ細かな相談活動ができるよう体制を整え、問題の早期解決に向けた自立支援や権利擁護等の取組を充実させることが必要です。

また行政の役割は、人権が侵害されないような環境づくりに努めることと、あわせて人権が侵害された場合には、適切な救済を図る仕組みを構築することが必要です。また複雑で多様化する人権問題に対応するため、国や県、その他の団体との連携を図り、相談ネットワークの活用による支援・救済への道につながることも必要です。

⑥人権行政の評価・検証による計画的で実態に即した施策の推進

社会が激しく変化する中であって実効性のある人権行政を推進するためには、樫原市の人権課題や施策の現状について把握する必要があります。そして現状を踏まえた上で、その人権課題の解決に向けた目標を設定するとともに、その達成に向けた効果のある方法

を決定して実行し、その後、評価と検証を行い、改善をするという流れを構築することが必要です。

(2) 人権行政推進のための方法

以上、橿原市が推進すべき人権行政の指針についてまとめました。次に、それぞれの指針に対して、個々の具体的な取り組むべき方法について整理しました。

①人権尊重の視点に立った行政の推進及び人材育成

(ア) 橿原市人権問題啓発推進本部の体制充実

人権施策が全庁的に取り組まれるよう人権問題啓発推進本部の体制と機能を充実させ、従来の縦割り行政ではなく、関係諸課がそれぞれ連携をとりながら、有機的に市として人権問題解決にむけた取り組みを実施するよう努めることが大切です。横断的な視点に立って、人権課題の解決に向けた方策を検討するとともに、新たに生じてくる人権課題にも、各課が連携して対応が図られるよう努めるべきです。

(イ) 人権行政の中核を担う部署の責務および充実・強化

人権課題の解決は市全体の責務であり、人権政策は全庁的に取り組む必要があります。その人権施策推進の中核を担う部署については、従来の縦割り行政の弊害を克服して、各課との調整機能を発揮するとともに、人権尊重の視点から評価・検証を実施し、状況に応じて各部署に改善要請を行うなどの責務を果たすことが必要です。人権施策推進の中核を担う部署は、人権政策の指導的役割を果たすべく組織の牽引役としての自覚が必要です。

(ウ) 職員等の研修

人権行政の成否は、職員一人ひとりの意識と姿勢、行動によるところが大きいと言えます。市行政全般について、常に人権尊重の視点に立って業務を遂行することが大切です。この「人権尊重の視点から業務を遂行すること」は、職員に求められる基本的な資質と位置づけて、人権行政の担い手としての自覚と責任をもった職員の育成に取り組むことが必要不可欠です。そのため研修機会を充実させることが必要です。

②透明性・公平性・公正性を確保した人権行政の推進

(ア) アンケート等の広聴活動

人権課題を解決するためには、市民の意見を聴いて、その実態に学ぶという姿勢がととても大切です。そのためには各研修会や講演会等を開催した際には、アンケートを徴するなど、広く市民の意見を徴して、市民ニーズの把握に努める必要があります。

(イ) 市広報誌等による広報活動

人権行政の取り組みについては、積極的に市民に向けた情報発信が大切です。従来の市広報誌はもとより、市公共施設への啓発チラシの配布、市ホームページや大型LEDビジョンでの啓発活動など様々な形で広報活動を行っていく必要があります。さらに、情報取得が困難な市民に対しても、情報伝達のあり方について検討する必要があります。市は積極的にさまざまな情報発信手段を検討すべきです。

(ウ) 人権行政に関わる情報開示

人権行政の進捗状況や市政情報についても、市民との情報の共有化に努めるべきです。市政の情報を積極的に開示することによって、市民の市政への参加と参画を促すとともに、市民の理解と信頼を確保するよう努める必要があります。

③市民への期待と信頼による人権教育と人権啓発の推進

(ア) あらゆる場を通じた学習機会の提供

すべての市民が、自分自身を活かし、豊かな人間関係の中で充実した生活を送ることができるようにするためには、人権を日常の考え方や価値観、行動に具体的に反映させる必要があります。その基盤を担う学習機会を提供することが大切です。その際、多様化するライフスタイルや価値観を考慮して、学習テーマ、手法、場所や時間帯などを工夫することが必要です。

(イ) 多様な啓発方法の導入

情報技術の発展向上により、人権問題に関する情報提供の方法は多種多様な形をとることができます。人権行政をすすめる上で、市民のライフスタイルの多様化等を考慮して、さまざまな媒体を活用した啓発活動を実施するよう工夫する必要があります。

(ウ) 地域、家庭、職場における人権教育の推進

地域や家庭、職場等で人権に関する学習を行うため、それぞれの学習の場に応じた

情報や資料の提供に努めることが必要です。そのためには地区別懇談会の充実、社会教育関係団体による研修会の支援、公民館やコミュニティセンターでの人権教育研修会の実施、子育て支援のための相談活動や家庭教育学級の充実、職場での人権教育研修会への支援等の人権施策を実施することが必要です。

④市民の参画と協働の視点を大切にした人権教育と人権啓発の推進

(ア) 市民団体との交流と連携

市民のニーズに応じて臨機応変な活動ができる特性を持った「市民活動」は、人権尊重のまちづくりの原動力です。市民が自主的に取り組んでいる人権活動の各種団体とも交流を深め、その経験や意見等を踏まえて市の人権政策に反映させることが大切です。また協力関係を築いて、連携して人権施策を推進することも必要です。

(イ) リーダー・指導者の養成と参画

人権啓発が効果的に進められるために、地域に密着した関係機関・団体の指導者やリーダーが必要となります。そのために人権問題に関する研修を実施し、指導者やリーダーを養成する機会を提供することが大切です。その際、地域に密着した関係機関・団体、企業、NPO等、さらに女性や若年層などから幅広い人材を養成することも必要です。

(ウ) 人権を尊重した企業風土の構築

今日、企業の果たす役割が非常に重要となっていることから、豊かな人権文化を構築する上で、企業その他一般社会における人権教育の推進が重視されています。そこで企業はその社会的責任を認識し、そこに働く人々も地域社会の一員であることから、差別のない職場づくり、人権を尊重した社会づくりに努める必要があります。そこで企業内において、人権に関する研修を実施するよう啓発するとともに、そのための支援を実施することが必要です。

⑤市民の自立を促す人権相談・支援の充実

(ア) 相談員の養成と研修の充実

人権問題は、社会の進歩、科学技術の進歩とともに、より複雑で多様化してきています。そのため人権相談にあたる相談員は、常にそうした人権問題の動向を把握するよう努めることが必要です。そこで、市は、相談員が、相談者の立場に立った適切な

助言を通して、問題解決に向けた方策などを提案することができるように、研修等の機会を設けて、相談員の養成と相談技能向上に取り組むことが必要です。

(イ) 相談窓口の整備

相談者にとって、相談窓口は「だれもが・いつでも・気軽に・安心して」利用できることが必要です。そのため相談者の利便性を考慮して、電話・面談・ファックスなど、対応方法や相談窓口の運用について考慮することが必要です。

(ウ) 関係機関・団体等とのネットワーク化

人権問題が複雑・多様化するなかで、侵害を受けている人たちへの各種支援の充実・強化に努めるとともに、直接支援が困難な場合には、専門機関や人権擁護活動に取り組んでいる団体との連携によって、相談者の支援・救済活動の充実に努めることが必要です。

⑥人権行政の評価・検証による計画的で実態に即した施策の推進

(ア) 人権審議会からの是正・改善勧告

人権審議会は、市長の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに必要な施策の策定及び推進に関する重要事項について調査審議することを役割としています。檀原市人権審議会では、平成21年より審議会のあり方についての部会を設けて検討し、報告を行いました。現在、人権審議会委員は20人が委嘱されており、各種人権関係団体から選出された委員で構成されています。市が人権行政を推進し、評価・検証を行うにあたって、計画から実施後の報告までの人権施策の過程を積極的に人権審議会に提案し、人権審議会からの是正・改善の意見があればそれを真摯にうけとめ、次の人権施策に反映させることが必要です。

おわりに

本答申は、市長の諮問を受けて、橿原市の今後の人権施策のあり方について、審議会における議論と委員の意見をまとめたものです。さらに加えて、人権行政の課題、人権施策の指針とその推進のための方法についてもまとめています。橿原市には、この答申を真摯に受け止め、新たな展望を持って、人権行政を推進していただくことを強く要請します。

今、橿原市の人権行政のあり方が、厳しく問われています。橿原市民からも、橿原市の人権行政に期待が寄せられています。この市民からの期待に応えるべく、橿原市が人権施策を創意と工夫によって推進し、市職員が熱意を持って人権行政に取り組んでいただくことを強く要請します。そして橿原市民が「豊かな人権文化に満ちた社会」であると実感できる橿原市を実現していただきたい。

橿原市人権審議会は、今後も、橿原市において生起する具体的な人権問題を、事実在即して検討し、その問題点と取り組むべき課題を明確にし、その解決に向けて具体的な提言を行ってまいりたいと考えます。

参考資料

○人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日

法 律 第 147 号

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第 7 条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

○檀原市人権擁護に関する条例

平成8年6月21日

条 例 第 22 号

(目的)

第1条 この条例は、基本的人権の尊重及び法の下での平等を定める日本国憲法の理念に則り、市民の人権擁護と人権意識の高揚を図り、もって市民一人ひとりの参加による差別のない檀原市の実現に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するため、関係法令等に基づき、市政の重要な課題として必要な施策の推進を図り、市民の人権擁護と人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権意識の高揚を図るよう努めるものとする。

(啓発活動の充実)

第4条 市は、市民の同和問題等についての人権意識の高揚を図るため、関係機関団体等と連携しながら啓発活動の充実に努め、差別を許さない世論の形成や人権擁護の社会的環境の醸成を促進するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○檀原市人権審議会設置条例

平成 14 年 9 月 30 日

条 例 第 21 号

(設置)

第 1 条 檀原市人権擁護に関する条例(平成 8 年檀原市条例第 22 号)の目的達成のための施策について調査審議するため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、檀原市人権審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、人権が尊重される社会づくりに必要な施策の策定及び推進に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 市議会の議員
- (2) 学識経験者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 審議会は、必要があると認めるときは、委員若干名をもって構成する部会を設置することができる。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

○ 檜原市人権審議会規則

平成 14 年 9 月 30 日

規 則 第 46 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、檜原市人権審議会設置条例(平成 14 年檜原市条例第 21 号。以下「条例」という。)第 9 条の規定に基づき、檜原市人権審議会(以下「審議会」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 条例第 2 条の規定に基づき、審議会が調査審議する事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人権に関する問題の解決に向けての施策に関すること。
- (2) 人権に関する基本計画等の策定に関すること。
- (3) 人権擁護及び人権意識の高揚に関すること。
- (4) その他人権施策の推進に関すること。

(会議の招集)

第 3 条 会長は、条例第 6 条の規定により審議会の会議を招集するときは、会議の 7 日前までに委員に通知しなければならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、この限りでない。

2 会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

(部会)

第 4 条 条例第 7 条の規定により設置される部会を構成する委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置く。
- 3 部会長は、部会を構成する委員の互選により選出し、副部会長は、委員の中から部会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(庶務)

第 5 条 審議会及び部会の庶務は、市民文化部人権政策課において処理する。

(会長への委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、審議会について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年規則第 16 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 21 年規則第 13 号)抄

(施行期日)

第 1 条 この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

橿原市人権審議会委員

平成22年6月30日～

氏 名	役 職
池 本 高 美	橿原人権ネットワーク 代表
上 原 寛 子	(社)まちづくり国際交流センター 代表
奥 田 英 人 〔平成23年3月2日就任〕	市議会議員
奥 田 寛 〔平成23年3月2日就任〕	市議会議員
木 下 昌 寛 〔平成24年5月31日就任〕	校長・園長会 代表
小 西 満洲男	橿原市民生・児童委員協議会 会長
佐々木 育 子	弁護士
島 本 郁 子 〔平成22年12月1日就任〕	奈良県立医科大学（女性専用外来担当産婦人科医）臨床教授
宗 川 文 雄	部落解放同盟飛驒支部 代表
竹 田 きよし 〔平成23年3月2日退任〕	市議会議員
鄭 順 子	在日外国人保護者の会 代表
辻 本 正 教	部落解放同盟大久保支部 代表
寺 前 耕 一	橿原市心身障害者（児）団体協議会 代表
成 谷 文 彦	市議会議員
西 川 典 子 〔平成23年5月20日就任〕 〔平成24年5月31日退任〕	校長・園長会 代表
西 田 和 生 〔平成23年5月20日退任〕	橿原市人権教育研究会 代表
萩 原 敏 司 〔平成23年5月20日就任〕 〔平成24年5月16日退任〕	橿原市人権教育研究会 代表
橋 本 幸 子 〔平成23年5月20日退任〕	橿原市人権教育推進協議会 代表
平 浪 孝 美 〔平成23年5月20日退任〕	校長・園長会 代表
広 瀬 秀 夫 〔平成23年5月20日就任〕	橿原市人権教育推進協議会 代表
細 川 雅 基	橿原市社会教育委員会議 議長
(◎) 堀 智 晴	常磐会学園大学 国際こども教育学部 教授
(○) 堀 野 威	橿原市自治委員連合会 会長 〔平成24年5月23日より理事〕
槇 尾 幸 雄 〔平成23年3月2日退任〕	市議会議員
榊 谷 佐千代	橿原市日赤奉仕団委員長
松 井 静 子 〔平成22年12月1日退任〕	奈良佐保短期大学 名誉教授
山 口 隆 徳 〔平成24年5月16日就任〕	橿原市人権教育研究会 代表
吉 村 章	橿原市人権擁護委員 代表

【◎会長 ○副会長 敬称は略 五十音順】

○橿原市人権問題啓発推進本部設置規程

平成 14 年 4 月 1 日

訓令甲 第 11 号

橿原市同和問題啓発推進本部設置規程(昭和 63 年橿原市訓令甲第 3 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 同和問題をはじめとするあらゆる差別を撤廃するため、市職員の人権問題に対する理解を深めるとともに、市民が人権問題を正しく理解、認識するよう啓発活動を推進するため、橿原市人権問題啓発推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 推進本部は、市の各部課と連携を図りつつ、次の各号に掲げる事項を研究、協議する。

- (1) 同和問題等をはじめとする人権問題についての職員の研修に関すること。
- (2) 人権問題を啓発推進する指導者の育成に関すること。
- (3) 人権問題啓発推進計画の企画及び立案に関すること。
- (4) 人権施策に関する基本計画の策定及び実施に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部委員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長及び市民文化部長をもって充てる。
- 3 本部委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。
- 4 本部長が不在のときは、副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第 4 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(企画委員会)

第 5 条 第 2 条第 3 号及び第 4 号に規定する事項を専門的に研究するため、推進本部に企画委員会を置く。

- 2 企画委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 3 委員長は人権施策課長とし、委員は本部委員の中から本部長が命ずる。
- 4 企画委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第 6 条 推進本部の庶務は市民文化部人権政策課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から実施する。

附 則(平成17年訓令甲第7号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則(平成18年訓令甲第19号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則(平成19年訓令甲第4号)

この規程は、平成19年4月1日から実施する。

附 則(平成20年訓令甲第15号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則(平成20年訓令甲第23号)

この規程は、平成20年7月1日から実施する。

附 則(平成21年訓令甲第16号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則(平成21年訓令甲第20号)

この規程は、平成21年7月10日から実施する。

附 則(平成23年訓令甲第8号)

この規程は、令達の日から実施する。

附 則(平成24年訓令甲第14号)

この規程は、平成24年4月1日から実施する。

附 則(平成24年訓令甲第18号)

この規程は、平成24年6月1日から実施する。

別表(第3条関係)

部 局	職 名
危機管理室	危機管理室長 危機管理課長
総務部	総務部長 総務課長 財産契約課長 人事課長
総合政策部	総合政策部長 企画政策課長 広報広聴課長
市民文化部	市民文化部長 市民文化部副部長(市民協働課、市民課、人権政策課、 飛驒コミュニティセンター、大久保コミュニティ センター、おおくぼまちづくり館担当) 市民協働課長 市民課長 人権政策課長 飛驒コミュニティセンター所長 大久保コミュニティセンター所長 産業振興課長 文化・スポーツ課長
福祉部	福祉部長 福祉総務課長 障がい福祉課長 子育て支援課長 こども未来課長
健康部	健康部長 健康増進課長 長寿介護課長
生活環境部	生活環境部長 環境保全課長
まちづくり部	まちづくり部長
教育委員会事務局	教育総務部長 生涯学習部長 総務課長 学校教育課長 人権教育課長 社会教育課長 中央公民館長